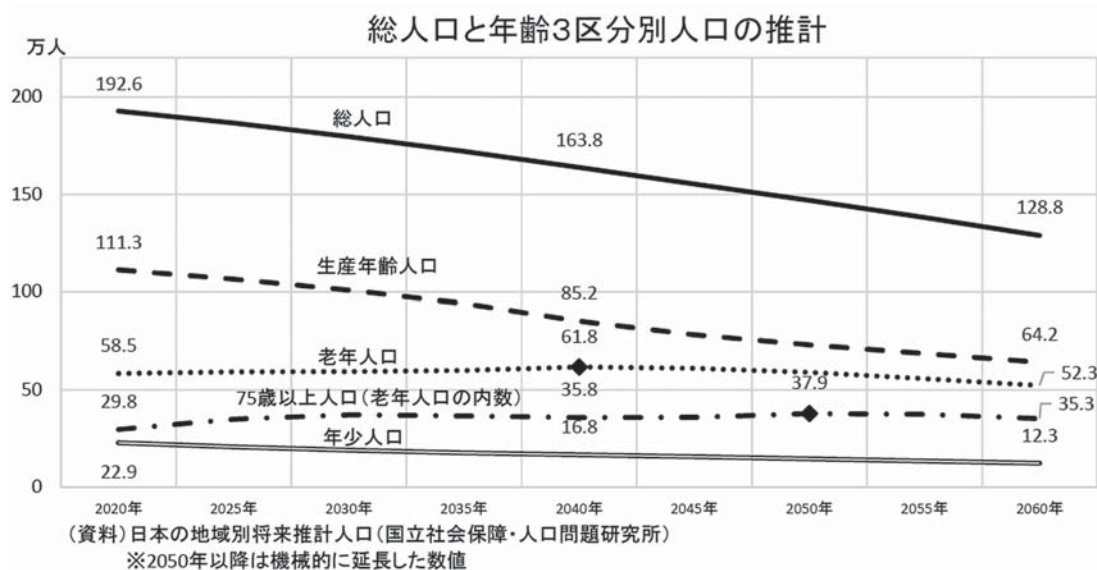


第2章 経営の基本方針

1 企業局を取り巻く環境の変化の見通し

(1) 人口減少社会の本格的な到来

群馬県は、国全体よりも早く平成16年（2004年）に人口がピークを迎えて以来減少を続け、令和2年（2020年）10月1日現在で約192.6万人となっています。このままのペースで人口減少が進むと、令和27年（2045年）の群馬県内の人口は約155万人となり、これは令和2年時点と比較して約20%の減少となります（国立社会保障・人口問題研究所の推計及び群馬県移動人口調査）。



(2) 施設の老朽化

企業局の前身である電気局の創立から60年以上が経過し、電気、工業用水道、水道の各事業は、いずれも施設の老朽化が進行しています。浄水場については高度経済成長期に計画・着手されたものの、現在の低成長時代においては、アセットマネジメント*に基づく適正規模での施設改修を行う必要があります。

(3) 電力システム改革*への対応

平成7年（1995年）の電気事業法の改正に始まった「電力システム改革*」は、平成23年（2011年）の東日本大震災を契機として大幅に進展し、平成28年（2016年）には全面自由化が行われました。

この間、卸規制*に基づく総括原価方式*による売電の廃止によって、電気事業者の経営環境は大きく変化しています。

一方で、地域で発電された電力を地域内で消費することで、地域内の経済循環を向上させる、いわゆる電力の地産地消の取組が全国的に広まりを見せており、地域活性化に向けた手段のひとつとして、活用していく必要があります。

(4) 地震・記録的豪雨等の自然災害リスクの増大

近年、地球温暖化による気候変動が原因と思われる異常気象が頻発し、全国的に風水害が増加し、しかも激甚化してきています。

そうした中で、県民生活に欠かせない水道用水や電気、工業用水を非常時においても止めることなく供給を継続するために、また、仮に被災した場合にも早期の復旧を行える強靱性を備える必要があります。

(5) 2050年脱炭素社会の実現

平成28年(2016年)、地球温暖化対策の新しい枠組みである「パリ協定*」の発効により、我が国は、令和12年(2030年)までに平成25年(2013年)比で26%の温室効果ガス削減目標が定められています。さらに、令和2年(2020年)10月、国は令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」を宣言しました。

群馬県では、国に先んじて、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目標の1つとする「ぐんま5つのゼロ宣言*」を行っています。

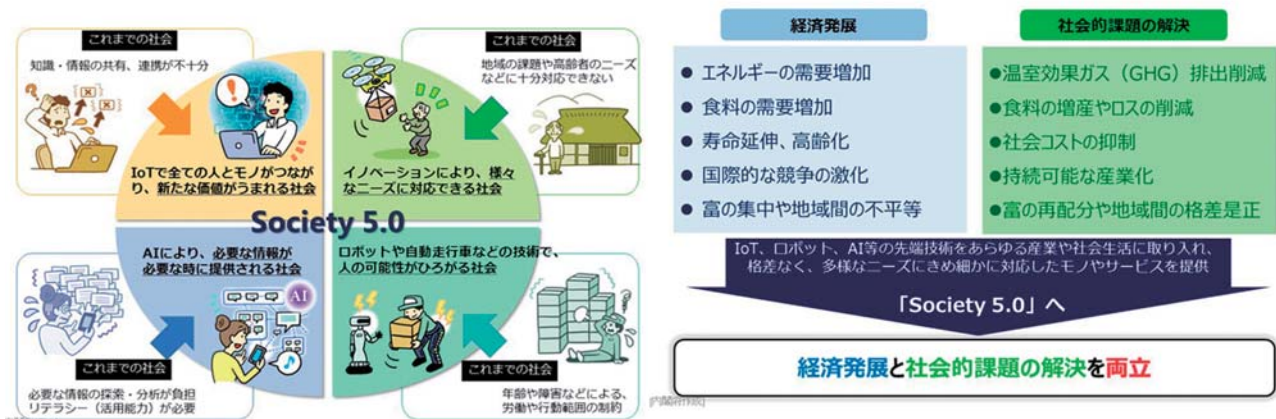
我が国においては、電力部門が温室効果ガス排出量のおよそ4割を占めると言われている中で、再生可能エネルギーの環境価値*は、今後ますます高まることから、水力発電を主力とする本県企業局の役割も大きいものとなっています。

また、脱炭素社会実現の鍵となる新エネルギー*の中でも、水素は、日本が世界に先駆けリードしている分野です。エネルギーを利用するときにCO₂を排出しないことや、化石燃料のように限りある資源でないことなど今後の活用が注目されています。

(6) Society5.0社会に向けたDX(デジタルトランスフォーメーション)

内閣府では、「Society5.0」を「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義づけており、“IoT(Internet of Things)ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する”と提言しています。

そして、「Society5.0」の実現に向け、基盤となるのが、DX(デジタルトランスフォーメーション)です。



(出典：内閣府)

2 経営の基本方針

(1) 「新・群馬県総合計画（ビジョン）」のポイント

群馬県の「新・群馬県総合計画（ビジョン）」では、今後20年で、「魅力」と「幸福」に溢れた群馬を創り上げるとしています。企業局は、本計画に基づいて、諸施策を着実に推進することにより、県政の一翼を担っていきます。

ア 変化の見通し：①「ニューノーマル」への転換

②「弱み」が「強み」へと変化する好機

イ 目指す姿：①「群馬の土壌と融合したデジタル化」と「100年続く自立した群馬」を達成

②すべての県民が、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる社会の実現

ウ 実現へのロードマップ：地域経済循環や官民共創コミュニティなどの長期持続策を展開しつつ、群馬に根差した「始動人」を育成

(2) 20年後に目指す企業局の将来像

「新・群馬県総合計画（ビジョン）」を踏まえ、将来を見据え、中長期的な視点に立った事業運営を行っていくため、20年後に目指す企業局の将来像を次のとおりとし、各事業においても20年後の将来像を定めます。

県民生活や企業活動に欠かせないサービスを安定的かつ持続的に提供するとともに、社会環境の変化に的確に対応した積極的な事業運営を行い、地域発展の礎となる社会基盤づくりと本県が目指す「県民の幸福度の向上」に貢献している。

(3) 経営の基本方針

地方公営企業は、地方公営企業法第3条により「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされています。

この「経営の基本原則」を踏まえるとともに、「20年後に目指す企業局の将来像」の実現に向けて、次のとおり、本計画における「経営の基本方針」を定めます。

20年後に目指す企業局の将来像の実現に向け、本計画において、次の3つの経営の基本方針を定め、進取の精神のもと、新たな取組にも果敢に挑戦し、成長を目指すとともに、地域経済循環や環境への貢献を果たしていく。

(1) 収益力の向上

(2) 効率的な運営

(3) 変化の時代における柔軟な対応

(4) SDGsの目標との関係

企業局は、各事業の取組を通じて次に示す10のSDGsの目標の実現へ貢献します。

